

次のとおり総合評価一般競争入札に付する。

令和5年4月20日

収支等命令者

佐賀県県土整備部建築住宅課長 諸 石 知 啓

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名 佐賀県県営住宅管理システム開発業務委託
- (2) 契約の仕様等 入札説明書のとおり
- (3) 履行場所 佐賀県県土整備部建築住宅課が認めた場所
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和6年3月15日まで
- (5) 予算額 46,000千円

2 入札参加資格及び条件に関する事項

- (1) 本調達は、単独企業又は共同企業体による総合評価一般競争入札とする。

なお、共同企業体の結成は自主結成とし、この場合は、次の内容を規定した協定を結ぶこと。

ア 目的

イ 企業体の名称

ウ 構成員の住所及び名称

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 構成員の出資の割合

キ 構成員の責任

ク 取引金融機関

ケ 決算

コ 利益金の配当の割合

サ 欠損金の負担の割合

シ 業務履行途中における構成員の脱退に対する措置

ス 業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置

セ 解散後の契約不適合責任その他必要な事項

- (2) 入札に参加する者の資格は、単独企業にあつては次のアに掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次のイに掲げる要件の全てを満たす者であること。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

ア 単独企業の資格要件

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(ウ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(エ) 開札の日の 6 か月前から開札日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(オ) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(カ) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次の b から g までに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

a 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同

じ。)

- b 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- c 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- d 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- e 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- f 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- g 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(キ) 共同企業体の構成員でないこと。

イ 共同企業体の資格要件

(ア) 共同企業体の構成員数は、3社以内であること。

(イ) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

(ウ) 全ての構成員が、構成員数による均等割の10分の6以上の出資比率を有すること。

(エ) 全ての構成員がアの(ア)から(カ)までの要件を満たすこと。

(オ) 全ての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

(3) 元請として過去5年以内の公営住宅管理システム開発業務の履行実績を有すること。

(4) 運用業務を実施する組織・部門において ISMS、ISO/IEC27001、JISQ27001 のいずれかに関する情報セキュリティに係る規格を競争入札参加資格申請

書提出時点で取得していること。

(5) 再委託の禁止

本委託業務の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ佐賀県の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。この場合において、受託者は機密保持、知的財産権等に関して仕様書に定める受託者の責務を再委託業者も負うよう、必要な処置を実施し、佐賀県に報告し、及び承認を受けること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当課

佐賀県県土整備部建築住宅課住宅管理担当（新館7階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7368

FAX番号 0952-25-7316

電子メールアドレス kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び方法

令和5年4月20日(木)から5月8日(月)まで佐賀県ホームページ(<https://www.pref.saga.lg.jp/>)に掲載する。

(3) 入札説明書等に対する質問書の受付等

本業務の内容及び入札手続等に関する質問については、質問書により行うこと。

ア 質問書の提出期間 令和5年4月20日(木)から5月8日(月)までの午前9時から午後5時までとする。

イ 質問書の提出方法 (1)の部局に持参し、又は電子メールアドレスへ送信すること。

ウ 質問への回答期限 令和5年5月12日（金）

(4) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、(1)まで郵送し、持参し、又は電子メールアドレスへ送信し、競争入札参加資格の確認を受けること。

イ 提出期限

令和5年5月8日（月）午後5時（郵送の場合には、封筒に「佐賀県県営住宅管理システム開発業務委託に係る総合評価一般競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きし、提出期限までに必着のこと。）

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和5年5月12日（金）までに通知する。

(5) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の社員等が、2の(2)のアの(カ)のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は、2の(2)のアの(カ)のbからgまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置を受けたとき。

オ その他本件委託業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発

生したとき。

(6) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月24日(水)午前10時(入札を郵送で行う場合には、封筒に「佐賀県県営住宅管理システム開発業務委託に係る入札書及び提案書在中」と表書きし、同日午前10時までに(1)に必着のこと。)

イ 場所

佐賀市城内一丁目5番14号 旧佐賀県自治会館1階 1号会議室

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月24日(水)午前11時

イ 場所

佐賀市城内一丁目5番14号 旧佐賀県自治会館1階 1号会議室

なお、開札の結果は、令和5年5月24日(水)の午後5時までに入札者に連絡する。

(8) プレゼンテーションの日時及び場所

ア 日時 令和5年5月29日(月) 午後2時

イ 場所 佐賀市堀川町1番1号 佐賀県市町会館2階小会議室

なお、変更が生じた場合は、入札者に対し別途連絡する。

(9) プレゼンテーションに関する事項

プレゼンテーションは、総合評価のための提案書に基づき、入札者ごとに行う。

なお、プレゼンテーションの順番及び持ち時間は、入札者に対し別途連絡する。

(10) 提案書の提出期限等

(6) に同じ。

(11) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）第 104 条第 1 項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面（割引債券にあっては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 10 分の 8 以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証し、若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 佐賀県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合は、入札保証金の納付を免除する。

エ 過去2年間に国又は地方公共団体との間において、本件委託業務と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付を免除する。

(12) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(13) 入札方法に関する事項

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札方式をもって行うので、入札書、総合評価のための提案書及び佐賀県県営住宅管理システム業務要求仕様書を(6)の提出期限までに提出しなければならない。必要書類の種類及び部数については、入札説明書による。

イ 入札は、入札書により行う。

ウ 入札書に記載された金額(以下「入札価格」という。)に100分の110を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって入札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

エ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「-」の記号を付記すること。

(14) 落札者の決定方法

ア 佐賀県財務規則第105条の規定により作成された予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を入札した者であって、その提案した内容等が仕様書の要求要件を全て満たしているものでなければならな

い。

イ 第1回目の開札の結果、入札価格のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、3回を限度とし、後日、改めて入札を行う。

ウ 仕様書の要求要件を全て満たしているものについて、総合評価のための提案書の内容を、別に定める「落札候補者選定基準」に示す各項目の配点内で評価した点数（以下「技術点」という。）を与える。（技術点の総合計の上限は500点）

エ 入札価格については、以下の式により換算し、入札価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。

価格点＝500点×（予定価格と5年間の保守・運営費用見込み額の3分の2 /（入札価格×1.1＋5年間の保守・運営費用見込み額））

オ アの要件を満たす者のうち、ウ及びエで算出された技術点及び価格点の合計点数（以下「評価点」という。）が最も高い者を落札者となるべき者とする。

カ 最も高い評価点と同点となった場合は、技術点が高い者を落札者に決定する。

なお、その際技術点も同点となった場合は、くじの方法により落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

キ 落札者となるべき者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、低入札価格調査の上、その者を落札者としなないことがある。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

(15) 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該競争入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ 入札価格の記載において (13) のエの要件を満たさない入札書を提出した者。

キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ケ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者

コ 1 人で 2 以上の入札をした者

サ 代理人でその資格のないもの

シ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(16) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届を提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(17) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引替えをすることができない。

(18) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

(19) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、3の(11)のイに掲げる価値の担保を供することができる。

ウ 佐賀県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを

公表することがある。

- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

- (6) 個人情報取扱特記事項に違反した場合は、入札参加資格停止等の措置を講ずることがある。

- (7) 佐賀県政府調達苦情検討委員会から調達手続の停止の要請があった場合は、調達手続を停止することがある。

- (8) 委託事務に従事する者又は従事していた者が、当該委託事務に関して知り得た個人情報を不正に提供し、又は盗用した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）上の罰則規定に基づき処罰されることがある。

- (9) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、佐賀県財務規則及び佐賀県特定調達契約規則（平成 7 年佐賀県規則第 64 号）の定めるところによる。

- (10) 仕様書及び附属書類の記載内容の無断転載及び提案書作成以外の目的で使用することを禁止する。

- (11) 詳細は入札説明書による。

- 5 この調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 4 条に規定する特定調達契約である。

6 Summary

- (1) Subject matter of the contract :

Outsourcing of operation of the Saga prefectural housing administration system (resident management system, facility

management system, rent management system)

(2) Contract Period :

From the day the contract is signed to March 15, 2024

(3) Access to tender instructions:

Available for download from the Saga Prefectural Government website from Thursday, April 20, 2023 to Monday, May 8, 2023 (<https://www.pref.saga.lg.jp/>)

(4) Time and location for the opening of bids and tenders :

The meeting for tenders will begin promptly at 10:00 a.m. May 24, 2023.

Meeting Room 1 on the first floor of the Former Community Associations' Assembly Hall (kyuujichikaikan)

1-5-14 Jonai, Saga-City, Saga Prefecture, 840-0041, Japan

Tenders must be received by 10:00 a.m. May 24, 2023 if sent by mail.

(5) Contact information:

Architecture & Housing Division

Prefectural Planning Head Office

Saga Prefectural Government

1-1-59 Jonai, Saga-City, Saga Prefecture, 840-8570, Japan

Tel. 0952-25-7368 Fax. 0952-25-7316